

ベトナム人（元）技能実習生をめぐる「移住インフラ」

—COVID19 感染拡大後に着目して—

The 'Migration Infrastructure' surrounding Vietnamese (Former) Technical Interns:
After the Advent of COVID-19

加藤 丈太郎（早稲田大学アジア太平洋研究センター 助教）

Jotaro KATO (Assistant Professor, Institute of Asia-Pacific Studies, Waseda University)

キーワード ベトナム、技能実習生、移住インフラ、COVID19、帰国困難

1. 研究背景・研究目的

在日ベトナム人人口は 2010 年から 2019 年に約 10 倍（2010 年末：41,781 名→2019 年末：411,968 名）に増加した。その人口の半数以上を「技能実習」生が占める（2019 年末：218,727 名）。2020 年 1 月 1 日時点で、元「技能実習」生のベトナム人「不法残留者」（非正規滞在者）が 8,632 名存在する。しかし、大多数の技能実習生は実習終了後、本国へ帰国していた。COVID19 感染拡大はベトナム人の移動に多大な影響を及ぼした。2020 年末現在、40,000 名以上（NHK 調べ）のベトナム人が帰国困難に陥っている。その中で、2020 年 11 月 1 日～2021 年 1 月 21 日に 31,140 名のベトナム人技能実習生が日本に入国している。なぜこのような矛盾が存在するのであろうか。本研究は、COVID19 感染拡大後、ベトナム・日本間の移動にどのような変化が生じたかを「移住インフラ」を用いて、整理することを研究目的とする。（統計は全て法務省）

2. 先行研究・分析に用いる枠組み「移住インフラ」

ベトナム人技能実習生をめぐるっては、数の増加に伴い、複数の研究が行われてきた。賃金未払い、強制帰国、転職の困難さ、ハラスメント、妊娠などの課題が指摘されている（斉藤 2017, 2018; 巢内 2019）。

COVID19 感染拡大後の移動における変化を探るため、本研究は「移住インフラ」(Xiang and Lindquist 2014) を分析に用いる。「移住インフラ」とは移動を促進し、また条件づける、技術・制度・動作主体を連結する概念である (p.124)。5 つの要素から構成される。5 つの要素とは、1) 商業的要素（雇用仲介業者）、2) 規制的要素（国家組織、書類の手続き、許認可、訓練やその他）、3) 技術的要素（コミュニケーションと交通）、4) 人道的要素（NGO と国際機関）、5) 社会的要素（移民のネットワーク）である。

3. 研究方法・研究対象

質的研究方法を用いる。2017 年 12 月～2021 年 3 月までの間にベトナム人（元）技能実習生 26 名（女性 11 名、男性 15 名）、技能実習制度関係者 9 名（雇用元企業 2 名、監理団体 4 名、送り出し機関 3 名）、支援者 3 名（カトリック教会、ベトナム寺院、派遣会社社長）、計 38 名にインタビューを行った。38 名のうち 20 名には COVID19 感染拡大後に調査を行った。参与観察もカトリック教会とベトナム寺院関連施設で行っている。

4. 研究結果概要

COVID19 感染拡大前後のベトナム人（元）技能実習生をめぐる状況を 5 つの要素ごとに分析する。

（1）規制的要素

2017 年に外国人技能実習機構が設立された。「実習実施者・監理団体への実地検査」、「技能実習生に対する相談・援助」がその業務として挙げられているが、2 名の支援者はその対応の遅さ、不十分さを指摘した。「規制的要素」として外国人技能実習機構が役割を果たす上では、課題があることが窺われる。

2020年12月以降、法務省は、「短期滞在」「特定活動（就労不可）」の在留資格を有する元技能実習生に28時間／週の就労許可を認めるようになった。現にこの運用によってアルバイトが可能となり困窮状況を脱した者が存在した。一方で、運用開始が遅かったために、運用前に困窮し尽くし民間のシェルターに保護を求めた者もいる。就労許可の運用までになぜ半年以上かかったかが問われる。

（２）商業的要素

監理団体は技能実習生受け入れ企業からの監理費を収益として運営されている。一方、帰国困難者の支援は直接的な利益とはならない。この構造は、監理団体に見放されたベトナム人元技能実習生を生み出していた。技能実習生の受け入れが長期間中止されてしまうと、仲介業者が生き残るのも難しくなる。日本政府がベトナム人技能実習生の入国を3万人以上認めたのには、仲介業者への配慮もあったと推察される。

（３）技術的要素

COVID19感染拡大前は1日当たり11便の航空便が日越間を航行していた。COVID19感染拡大後、2021年2月初旬までに航行した航空便は臨時便が約60便で、日本からベトナムへ帰国出来たベトナム人は約20,000人に過ぎない（ベトナム大使館ウェブサイト）。航空便の減少が技能実習制度のような循環型の移動形態の中に「定住」という新たな状況をもたらした。また、いずれのベトナム人（元）技能実習生も本国から持参したスマートフォンで、寮や公共のWi-Fiを通じてFacebookにアクセスし、友人や同胞との連絡を取っていた。

（４）人道的要素

COVID19感染拡大後、規制的要素、商業的要素における元ベトナム人技能実習生への支援が欠如・不足する中で、活発に支援を行っていたのが市民団体や宗教団体である。食糧の配給や現金の給付も行われた。特にベトナム寺院は常時50名程度のベトナム人帰国困難者を保護している。

（５）社会的要素

COVID19感染拡大後に居住する場所が無くなった場合、本国の同じ訓練センターで学んだ仲間を複数の者が頼っていた。しかし、その仲間も困窮し、最後はベトナム寺院に保護を求めたベトナム人元技能実習生が複数存在した。また、カトリック教会では、COVID19感染拡大前にベトナム人達は毎週日曜に集まり、そこで情報交換や励まし合いを行ってきた。しかし、COVID19感染拡大後は教会に集まるのが難しくなり、それは（元）技能実習生に情報不足をもたらしていた。

5. 議論・結論

「移住インフラ」はCOVID19感染拡大後のベトナム人（元）技能実習生の移動における変化を整理する上で有用であった。一つの要素が欠如・不足している場合、他の要素が補っていた。人道的要素における支援の展開は、規制的要素・商業的要素によるベトナム人（元）技能実習生への保護の欠如・不足を浮き彫りにする。

Xiang and Lindquist (2014) においては、「移住インフラ」によって主に移住労働者の出国・帰国時の状況が分析されていた。COVID19感染拡大のような事態が発生し、本国に帰国出来ない状況は想定されていなかった。本研究は、ベトナム人（元）技能実習生という帰国を前提としていた者のCOVID19感染拡大下での「定住」過程を描く中で、「移住インフラ」を「出国」・「帰国」時に加え、「定住」過程にも適用する必要性を明らかにした。

参考文献

- Xiang, Biao, and Johan Lindquist. 2014. 'Migration Infrastructure'. *International Migration Review* 48: s1: 122-148.
- 斉藤善久 (2017) 「外国人技能実習制度の問題点—技能実習法の与える影響—」『労働法律旬報』(1897)、6-12
- 斉藤善久 (2018) 「外国人労働者の権利侵害とその救済の実際」『季刊労働法』(262)、105-115
- 巢内尚子 (2019) 『奴隷労働—ベトナム人技能実習生の実態—』花伝社